

財務省告示第二百五十二号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令  
 第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る  
 個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表  
 のとおり告示する。

平成十九年七月二十五日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

合 計	国債の名称	記号	額面金額の 総額	買入価額の総額
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第三回	七十八億二千 二百六十四万 円	七十七億五千三百 二十八万百六十二 円
"	第五回	四百六十六億 六千五十万円	四百六十二億四千 七百一十一万三百八 十八円	
"	第七回	六百五億三千 七百七十五万 円	六百億七十八万九 千三百九十円	
"	第九回	五百六十六億 三千五百九十 三万円	五百六十一億三千 三百九十五万三千 九百九十六円	
"	第十一回	五百六十五億 八千七百九十 二万円	五百六十億八千六 百二十二万七千五 百七十円	
		二千二百八十 二億四千四百 七十四万円	二千二百六十二億 二千三百三十六万 五千六百円	